

坪付状からみた宗像氏貞家臣知行地の郷村

桑 田 和 明

はじめに

九州本土の辺津宮、大島の中津宮、沖ノ島の沖津宮からなる筑前国宗像社の大宮司宗像氏は、宗像郡を中心に勢力を有する筑前国の有力領主であった。宗像氏は宗像郡の浦・島と宗像社を信仰する浦・島の浦人を支配下におき、赤間関（山口県下関市）と博多津を結ぶ航路上に位置する宗像の海を支配する海の領主でもあった。最後の⁽¹⁾大宮司宗像氏貞は天文十四年（一五四五）に生まれ、天正十四年（一五八六）三月四日に四十二歳で亡くなっている。

氏貞領内で出された文書のなかに坪付状がある。坪付状は宗像氏が家臣知行地の田地・畠地・屋敷の坪付などを地見（検地）し、家臣に出した坪付状、宗像氏からの要請に応じて家臣が差し出した知行地の坪付状がのこされている。いずれも知行地確認のためであり、検地にあたる。坪付状の定田数（知行面積）に応じた「社武役」など、宗像氏に対する公役の課役基準とされたと考えられる。氏貞は家臣に知行地を宛行う際、知行宛行状と坪付状を発給している。氏貞の知行宛行状が発給されるまで、家臣が連署する坪付状が知行宛行状の役割をはたしていたと考えられる。⁽²⁾氏貞の知行宛行状が出されるようになると、知行宛行状と坪付状はセットになって出されたと考えられるが、両方が揃ってのこされている例は確認できない。

知行地全体の地見のために作成された坪付状と、宛行われる知行地の坪付状の作成目的は異なるが、坪付状からは家臣の知行地・知行面積を知ることができる。更に知行地である郷村の自然災害などによる知行面積の推移、名子の存在など

が明らかになる。関連する史料とあわせて、郷村で暮らす人々をかいまみることができるといえる。

本稿では氏貞の重臣吉田重致と占部尚安に関する坪付状と、関連する史料から両氏の知行地である郷村を中心とみていくことにする。天正八年からは、倉納地が設定された郷村の御米注進状と御米銭注進状がのこされている。倉納地については別稿で検討する。⁽³⁾

一 温科慰重と吉田重致の坪付状

天文二十年（一五五二）九月十二日、黒川鍋寿丸（宗像氏貞）が大内義隆を自害に追い込んだ重臣の陶隆房（晴賢）の支援を受け、母親と共に宗像に入部している。同年十一月二十三日には、温科慰重が知行する田島屋敷坪付等注進状を姓未詳良命以下四名が作成している（『竹井文書』『市史』三四三）。坪付状は宗像氏の家督相続をめぐる争いが続いていた時期に作成されている。

天文二十一年二月十七日には、吉田重致宛の給分（知行地）坪付状を、藤入道（吉田）良喜・吉田頼定・中村尚道・国分直頼・吉田尚頼・寺内尚秀が作成している（『吉田公一文書』『市史』三四四―一・三、『大社文書』三卷）。連署人は、天文二十年の坪付等注進状に署名した頼定と、吉田雅楽助頼定が共通するだけで形式も異なっている。⁽⁴⁾

坪付状に署名した六名の内、三名が「尚」の一字を使用しているのは、宗像氏貞の父親黒川隆尚（宗像正氏）から偏諱を授与されていたからであろう。二通の坪付状で署名者が異なるのは、背後に家督相続争いがあったことが考えられる。

天文二十年の坪付等注進状には、温科慰重の知行地が上八村郷三段小、村山田郷三段、東郷八段九十歩、田野郷五段、池田郷三段小、河東郷七段六十歩。惣以上三町三十歩とある。他に「本木郷 縄田給 名子屋敷 畠地少々在之、忝所」「田野郷 同給 居屋敷 畠地少々在之、忝所」「河東郷 荒牧給 畠地 式ヶ所」と屋敷地と畠地も書かれている。慰重の知行地三町三十歩は、上八村郷を含む六カ所に散在している。

上八村郷の四つの坪の内には、「例同坪友永成久欄宜給小 ヒへ」の記載があるように、ヒエが小（一二〇歩）栽培さ

れている坪も注進されている。河東郷には四つの坪が書かれているが、いずれも面積とともに「公田倒」と書かれ、合計は七段六十歩になる。屋敷と畠地からは、本木郷に「名子屋敷」があったことがわかる。名子については後述する。田野郷には居屋敷と書かれているので、慰重は田野郷に居住していた。

天文二十一年の吉田重致宛坪付状は、宛行われた知行地の坪の場所・面積・田の等級（上・中・下）が吉田良喜以下の連署人によって地見された上で、吉田重致に宛行われている。坪付状には最初に「坪付之事 合 吉田兵庫助給分」と書かれているように、重致に吉田兵庫助給分が宛行われている。後筆で「重致知行初之時地見坪付也」と重致が書いているように、兵庫助給分が地見の上で宛行われている。重致と吉田兵庫助との関係は明らかではない。兵庫助は氏貞の家督相続に抵抗したことで、知行地を没収されたのであろうか。

重致知行地は、上八村郷七町二段大、池田郷内五町五段、田野郷三町五段小、東郷分二町九段六十歩、村山田郷五段大、松原口一町、怒山（知行面積記載なし）、宮地郷二段。惣已上が十九町九段三〇〇歩とある。

重致の知行地も慰重同様に散在しているが、知行面積からは中心が上八村郷・池田郷・田野郷・東郷であった。重致は吉田氏の系図では池田に住んだとある（「吉田氏家系」『市史』三六〇―三三）。「宗像大宮司天正十三年分限帳」の池田郷衆に重致の息子吉田内蔵太夫（貞棟）がいることも参考になる（『市史』六八四）。

前述のように天文二十年の温科慰重給田畠屋敷坪付等注進状には、本木郷に名子屋敷があった。重致に坪付状が出された同日の天文二十一年二月十七日には、「先吉田兵庫助給給分」の坪付状も出されている（「吉田公一文書」『市史』三四四―二、『大社文書』三卷）。後欠であるが吉田良喜・吉田頼定の署判があるので、同じ宗像氏家臣の連名で吉田重致宛に出されている。坪付状には重致に宛行われた名子の人数と居住地、畠地と屋敷が「已上、壹貫九十文清料」とあるように、精銭を基準にした貫高で表示されている。

坪付状で名子が知行地と共に重致に宛行われている。名子は上八村郷の鐘崎村に名子一人、同郷吉田村に名子二人、同郷片嶺村に名子四人。池田郷の畑村に名子四人と小名子一人、同郷大忍寺に名子二人と小名子一人、同郷堂ノ屋敷に名子一人。田野郷の石川に名子一人と書かれている。小名子は付けたりとあるように、年少の名子を意味していると思われる。

る。村山田郷と東郷には名子の記載はない。名子の住居もそれぞれの郷村にあったと考えられる。名子は重致知行地のそれぞれの郷村に属し、農作業に従事する下層の農民ということになるのであろう。

坪付状の末尾には「鐘崎浦屋敷分九人、但前之浦屋敷、先年四海浪之時、過半海二成、鐘崎之田代上二屋地立二可加之」と書かれている。この部分には後筆で「永禄六年ノ」(墨書)、「島ヨリ御打渡ノ年、浜田」(朱書)、「一段」(墨書)「浦屋敷二立之」(朱書)と書かれている。氏貞は一族の宗像鎮氏と大友勢の領内進攻によって永禄二年(一五五九)に大島へ渡海・在島、翌永禄三年に大島から渡海し、所領を回復している。永禄六年の渡海とは明らかにできない。重致給分の坪付状には上八村郷内浜田について、五段大の内、上三段、中二段大と書かれているが、「今四段也」(今四段)墨書の上に朱書、「也」朱書、「壹段、永禄六ノ年泊屋敷伏之」(朱書)と後筆されており、浜田の内一段が浦屋敷とされたことに対応している。五段には墨による合点があるが、他の坪に墨による合点はない。泊屋敷は浦屋敷と同じであったことがわかる。

鐘崎浦屋敷分の九人は名子とは書かれていないが、坪付状で重致に属する名子が書き立てられていることから、名子の可能性が高い。坪付状からは鐘崎の浦屋敷が「四海浪」の時に過半が海になったので、鐘崎の田代の上を新に浦屋敷としたととることができる。永禄六年には、鐘崎の浜田一段が泊屋敷とされている。四海浪とは明らかではないが、海の浪で浦に住んでいた名子九人の浦屋敷が水没し海となったことがわかる。地震による津波の被害とすることもできる。いずれにせよ大雨・洪水・山崩れによる河成・山成とは別の自然災害を物語る貴重な史料である。同時に浦屋敷に居住する名子の存在が知られるが、ここからは漁撈に従事する名子であった可能性が高い。重致の知行地上八村郷鐘崎村には浦も含まれていた。

重致は永禄二年九月二日に宗像氏家臣連署奉書で一町九段を宛行われており、同日付の坪付状ものこされている(吉田公一文書『市史』三九二―一・二六、『大社文書』三卷)。坪付状には凶師吉田貞頼も花押を据えている。坪付状から、重致は新に津丸村の庭半名など一町九反と、畠地・久末屋敷一所を宛行われている。

永禄三年十月七日には、重致が高向良秀・池浦筑後守宛に諸郷吉田重致給当知行分坪付之事を差し出している(吉田

公一文書』『市史』四二八、『大社文書』三卷)。高向良秀と池浦筑後守は宗像社の社僧で、良秀は中務卿良秀とあるが、永祿四年五月十五日の小樋宗頼宛坪付状の連署人に凶師良秀とあるように凶師であった(『新撰宗像記考証』『市史』四四〇)。良秀は領内の地見にあたり、天正八年からのこされている倉納地の注進状の連署人でもあったように、土地台帳の作成・管理の責任者ともいふべき立場にあった。

重致が作成した当知行分坪付状の端裏書には、「御尋之時記之、上進分也、永祿参ノ十月七日土代」とあるように、宗像氏の命により重致が注進した坪付の下書きになる。知行地の郷村の知行面積とそのうちの「不」の面積が書かれている。知行面積合計は十七町五段一八〇歩、「年不」の面積合計は三町四段小、定田数十四町半とある。前年に宛行われた津丸村一町七段は後筆で書かれており、定田数には含まれていない。天文二十一年の知行地・知行面積との比較は次で言う。

二 坪付状にみる郷村の災害

宗像郡には釣川と西郷川の二本の主要河川が流れているが、近年まで溜池が多く築かれ灌漑に利用されてきたように、早魃による自然災害と無縁な場所ではない。これに加えて梅雨時の豪雨、台風による風水害などの被害が発生する。勾配が緩やかな釣川沿いの中・下流域と支流では、大雨による河川の氾濫で田畠の冠水が近年でもしばしばみられた。

天文二十一年(一五五二)の吉田重致宛知行地の坪付状には、「不」と書かれた非耕作地が面積と共に書かれているが、総田数には含まれていない。上八村郷のうち、ハライノ給「小ヒへ」、橋爪「壺段ヒへ」、吉田前は二段のうち善祥寺領一段小と書かれ「ヒへ大」、シヤウヨウ鼻「七段ヒへ不」と書かれているように、等級は書かれていないが、ヒエが栽培される坪も書かれている。シヤウヨウ鼻には朱書きで「河成也」とヒエの不作原因が書かれている。上八村郷の七町二段大には「ヒへ不加之」とあるように、ヒエは知行面積に含まれていない。ヒへの栽培は村山田郷の鬼迫五段大のうち大(二四〇歩)がヒへと書かれているように、他の郷村でも確かめられるが、上八村郷で目に付く。上八村郷では地目が

田であっても等級は書かれていないことから、ヒエが継続的に栽培されていたのであろう。上八村郷は鐘崎浦が含まれていたように海岸に近い。河川を利用した利水の便に恵まれていないことから、畠地でも栽培ができるヒエが植えられていたのであろう。天文二十年の温科慰重給田畠屋敷坪付等注進状にも上八村郷でヒエへの栽培がみられた。早魃に強いヒエも「不」とされることがあった。但、坪付状には早魃の記載はなく、河成とある。

坪付状には朱の合点・朱筆、墨書による追筆がある。惣已上の前に墨書の後筆で「重致知行初之時地見坪付也、不入物也、川成・山成・麓々在之(重致花押)」と書かれている。重致は天文二十一年の坪付状をはじめ知行を宛行われた時の地見の坪付とし、「今不入物也」と書いている。不入とは耕作ができない荒地となったため、知行面積に計上されないとの意味であろう。不入の原因は河川の氾濫により荒地地となった河成、大雨などによる山崩れで荒地地となつたと考えられる山成があげられている。麓にはあらいの意味があるので、「麓々」とは荒地地化しているとの意味であろう。

坪付状作成時に、確認・照合のために朱合点が書かれたと考えられる郷村は、表1のように上八村郷と東郷分だけである。道祖前と片嶺後は「不」と書かれているように、耕作不能地とされている。

表一 朱合点のみがある郷村と坪

郷村名	坪名	等級	面積	備考
上八村郷	貴舟田	下	1段	
同	道祖前	下	5段不	
同	片嶺後	無し	大不	
東郷分	田木前	上	5段	下地進退分

朱書きがある郷村の坪名以下は表2のようになる。上八村郷のうち酒肴田は「年不」、シヤウヨウ鼻は「ヒエ不」とあるので、宗像氏家臣が坪付の現状を地見し、「河成也」と耕作ができない理由を朱合点とともに記入したと考えられる。

表二 朱書きのある郷村と坪

郷地名	坪名	等級	面積	朱書き	朱合点
上八村郷	放生会田	中	2段 作1段大	小ノ不也	無
同郷	井手	中	1段 作300歩	河成也	有
同郷	サイク丁	下	1段小 作1段	小ノ不也	無
同郷	酒倉田	無	年不	河成也	有
同郷	シヤウヨウ鼻	無	7段 ヒヘ不	河成也	有
田野郷	久門	上	4段	河成也	有
同郷	溝田	下	4段	今半ノ不	無
同郷	加治屋前	中	4段	今小ノ不也	無
同郷	加治丁	下	3段	河成也不	有
同郷	高杉	下	1段小	今壹段不也	無
東郷分	長丁	下	1段 作大	今大ノ不也	無
同郷	水丁	下	3段半 作3段	今半ノ不也	無
宮地郷	吉田乙丸	下	2段	河成也	有

他の朱書き・合点は、その後の「河成也」などによる耕作面積の変動した現状を書いたもので、天文二十一年より後に改めて朱で確認・追筆されたものである。上八村郷の酒倉田とシヤウヨウ鼻は、「年不」「ヒヘ不」の原因が河成とある。道祖前と片嶺後も「不」とあるが原因は書かれていない。

この他、上八村郷内「浜田五段大内 上三段 中式段大」は前述のように、「今四段也」「壹段、永禄六ノ年泊屋敷伏之」と朱書きされている。

合点・朱書きが確認・追筆された時期は明らかではないが、永禄六年(一五六三)の朱書きがあるのでこれ以後であろうか。田野郷の横渡には「天正四年ノ大水ニ無地也」と墨書で書かれている。天正四年(一五七六)に洪水によって「無地」が生じたことが書かれているように、その後の変動も書き加えられている⁽⁸⁾。

坪付状からは、耕作ができない「不」の原因が大雨・洪水・山崩れによる河成と山成であったこと、原因が書かれていない「不」も同様の自然災害で不作となったと考えられる。不安定な農業経営の実態が明らかになる。その後の追筆からは、耕作できない荒地地が増加していることがわかる。

重致は天文二十一年の時点では十九町九段三〇〇歩が定田数とされたが、知行面積の変動に応じて「社武役」などの公役を勤めることになったのであろう。

重致の天文二十一年と永禄三年の知行地・知行面積を比較すると、表3のようになる。永禄二年九月二日に宛行われた津丸村の庭半名一町九反は後筆で書かれ、定田数には含まれていない。池田郷は垂水畑・大忍寺を加えるとある。注文は「已上、拾七町肆反三百歩、内、三町四反小、右。不除之、芟拾四丁半 定田数」とある。

表三 天文二十一年と永禄三年の知行地・知行面積

郷村名	天文21年	永禄3年	永禄3年の年不	永禄3年の定田数
上八村郷	7町2段大	5町9段小	1町2段60歩	
池田郷	5町5段	4町9段	9段大	
田野郷	3町5段小	3町5段小	1町	
東郷	2町9段60歩	2町4段60歩	1段半	
村山田郷	5段大	5段		
松原口	1町			
怒山	知行面積無し			

宮地郷	2段	2段	1段	
合計	19町9段300歩	17町4段300歩	3町4段小	14町半

天文二十一年は「年不」を含まない知行面積になる。後筆分を除く永祿三年と比較すると知行地は松原口と怒山がみえない。永祿三年の「年不」を含めた面積は田野郷・宮地郷以外で減少しており、上八村郷・池田郷の減少が大きい。村山田郷以外の「年不」合計三町四段小が除かれ、賦課基準となる定田数は十四町半とされている。天文二十一年の知行面積と永祿三年の「年不」を含まない知行面積は二町五段減少している。更に、三町四段小の「年不」が除かれると、重致の定田数は天文二十一年から五町九反小減少している。減少の理由を全て自然災害とすることはできないが、宗像氏貞が毛利氏と結び大友氏と戦を続けるなかでの不安定な農業経営の一端が明らかになる。

天文二十一年の坪付状には朱書きによる後筆があるが、後筆が永祿三年の坪付状にどのように反映しているか明らかにできない。天文二十一年と永祿三年の坪付状からは、「社武役」などの公役の基準とする定田数の減少が、氏貞の軍役・領内経営にも深刻な影響を与えたことが考えられる。

三 占部氏の坪付状

吉田重致宛と同様の坪付状に、弘治二年（一五五六）正月二十日付占部尚安宛の宗像氏家臣による給田数坪付状がある（『新撰宗像記考証』『市史』三六八―一）。占部氏は宗像氏の重臣で、占部尚安の系譜は尚安―尚持―貞保になる。尚安知行地の郷村と知行面積は次のようになる。

表四 尚安の知行地の郷村と知行面積

村山田郷	4町6反60歩	東郷	1町60歩	浅町(朝町)村郷	12町3反半
上八村郷	7町8反	田野郷	1町7反	池田郷	1反
西郷	8町	光岡村	1町	山口郷	1町

坪付状には「年不」と定田数は書かれていないが合計三十七町五反三〇〇歩になる。屋敷数は書かれているが高は書かれていない。上八村郷七町八反の内、池浦座主分は「四町八反半并山野畠地共二」とあるように山野・畠地も含まれている。尚安の知行地も散在しており、他の宗像氏家臣と同様である。知行地には大友氏と宗像氏貞に属する河津隆家の勢力が拮抗する境目の地である西郷も書かれている。「宗像大宮司天正十三年分限帳」には上八村郷衆に孫の占部八郎(貞保)がおり、上八村郷には占部氏が創建した承福寺もあるので、占部氏は上八村郷に居住していた可能性はあるが屋敷の記載はない。田野郷の高向名について「七反并ミヤウケニ屋敷一ヶ所」とあるので、田野郷に屋敷があったことがわかる。他の名子に関わる屋敷は後述する。

知行地の内、東郷は「大和左衛門尉給 ヒヤウセイ 志町六十歩」、浅町村郷は「吉田弾正忠給 五町三反」「大和左衛門尉給 七町二反半」、光岡村は「吉田内蔵丞給」の合計一町とある。⁽⁹⁾ 天文元年(一五三二)九月十九日に、宗像氏延と被官の大和左衛門尉・吉田弾正忠以下が、西郷の大内義隆家臣河津隆業宅所を攻め敗死している(『河津伝記』『市史』二七二―一)。敗死した氏延被官大和左衛門尉以下の知行地が尚安に宛行われていたことから、氏延が宗像氏一族であったことがわかる。

永祿八年(一五六五)十二月二日の占部尚安宛宗像氏家臣連署書状で、尚安は上八村郷二町九段半の内、河成で「不」となった六段を宗像氏に上表したので、残りの現作二町三段半が当知行とされている(『占部文書』『市史』四七〇、『大社文書』三卷)。弘治二年の坪付状に上八村郷七町八反とあるが、このうち今原名が二町九反半とある。六段が河成となったので、尚安が宗像氏に愁訴した結果、これが認められたことになる。連署書状には当知行に対し「御公役之時、用

出之矣」とあるように、二町三段半が宗像氏に対する公役の基準とされている。連署状には凶師の高向良秀が花押を据えているので、現地の実見がされたのであろう。

家臣の知行地と知行面積が書かれた坪付状は、氏貞の家督相続時から次第に少なくなっていく。しかし吉田重致宛の坪付状に河成などによる「年不」が新に書き込まれたように、自然災害による河成などは家臣の愁訴によって地見され、現況に基づいて定田数が定められ、「社武役」などの公役が課せられている。

ここからは家臣の知行地、直轄領、寺社領の台帳の存在が考えられる。永禄三年二月十六日には瓜生益定が吉田良喜・吉田秀時宛に遠賀庄山田郷惣田数注文を提出している（『宗像神社文書』『市史』四〇五、『大社文書』一卷）。当時、氏貞は前年の宗像鎮氏と大友勢の領内侵攻により大島に渡海・在島していた。注文が書かれた直後の三月二十八日、氏貞は大島を出て大友勢の拠る許斐要害に夜襲をかけ奪回し、所領を回復している。注文を書いた瓜生益定は前年に大友勢の攻勢によって滅亡した宗像郡に隣接する遠賀郡（御牧郡）の領主麻生隆守の旧臣と考えられ、氏貞に従い大島に渡海・在島していた⁽¹⁾。注文には山田郷惣田数が七十一町二段小。このうち十六町九段半の寺社領と三町六段六十歩の益定給分を除く五十町六段大を公田数としている。寺社領については「小目録有之」としている。益定はこの旨を氏貞に披露することを二人に依頼し、諸公役については諸郷に準拠し馳走すると書いている。益定が惣田数を報じ、寺社領は「小目録」があると書いているように、麻生氏領であった山田郷の台帳があった。

年未詳十月三日付で許斐氏鏡・占部尚安・米多比正兼・吉田秀時の上帳衆宛宗像氏貞書状が出されている（『新撰宗像記考証』『市史』四五二）。永禄三年の山田郷惣田数注文で吉田秀時は次郎左衛門尉とあるが、ここでは和泉守とあるので永禄三年以後、氏貞が遠賀庄を支配下においた後になる（『新撰宗像記考証』は永禄五年に掲げる）。氏貞は遠賀庄検見を早々に調えることが肝要としており、給主（家臣）・公領の田畠屋敷などを明日、相極めるように指示している。去年検見無き郷は差し除くので、分別するようにとある。除外の意図は不明だが、検見に携わる上帳衆による検見が遠賀庄で行なわれ、台帳も調えられたのであろう。

天文二十四年（弘治元…一五五五）二月二十八日の占部尚安宛占部賢安書状には名子がみえる（『占部文書』『市史』三

六三一、「大社文書」三卷。書状には占部賢安の知行地である田代大が尚安の知行地小浦の後にあったが、「依天水不作之条」とあるように天水に頼っており、不作となったとある（小雨による旱魃が原因であろう）。賢安は自身が召し抱える名子を尚安が召し置くように懇望したところ、尚安が御分別したので名子三人の内一人を通路（用水路代）として永代、尚安に進め置いたこと、その上は賢安または名子が「違乱妨」を申すようであれば、通路（用水路）は相留めてよいこと、尚安の抱える小浦名子と同じように公役等のことは、役人の存分に任せて申し付けてかまわないこと、その時に一口之沙汰（異論）は申さないと尚安に誓約している。賢安が名子を尚安に譲ったことから、名子は賢安に隷属し自由権は保障されていないようにも思われる。

しかし、賢安が自身と名子からの「違乱妨」について言及していること、名子に対する公役等は、役人（宗像氏の役人）の存分に任せて尚安から申し付けられることに異論を挟まないと誓約している。公役などは役人の存分に任せるとあるように、名子は坪付状に書かれ宗像氏に掌握されていた。賢安から尚安への名子の異動は、宗像氏によって把握され新たな坪に付属するようになったのであろう。上八村郷は、吉田重致宛坪付状で不作とされる坪とヒエが栽培される坪があった。天水にたよる田代では旱魃の被害を受けやすかったことがわかる。

弘治二年正月二十日付の占部尚安宛給田数坪付状には、村山田郷小浦名「三町屋敷二ヶ所名子三人」、上八村郷今原名「式町九反半 屋敷一〇名子三人」、光岡村「以上壹町 名子一人」とある（『新撰宗像記考証』『市史』三六八—）。尚安の知行地では、郷村の名（坪）ごとに名子と屋敷が書かれている。尚安は合計七人の名子を抱えており、村山田郷と上八村郷では名（坪）に、光岡村では同村に付けられている。村山田郷と上八村郷今原名では名子が屋敷と共に書かれているが、これまでの例から屋敷は名子屋敷の可能性が高い。

占部氏が抱える名子については、年月日が書かれていない占部貞保知行目録之写がある（『占部文書』『市史』四二六）。知行面積は合計一七二町二反とある。知行面積は実態を反映した数字ではないが、「宗像大宮司天正十三年分限帳」に書かれた上八村郷衆占部八郎（貞保）知行面積一八七町八反に近い。知行目録写には、津丸片熊名「壹町 壹反半島地屋敷 名子壹人」、上八郷「式拾七町八反 式拾九反半 座主分 山野島地屋敷 名子五人」、遠賀郡の手野村標「藪名「壹町

屋敷一ヶ所 名子二人」と書かれている。名子の人数は実態を反映している可能性がある。

おわりに

宗像氏貞家臣の知行地では、知行地の坪付状と名子・畠地・屋敷の坪付状が宗像氏家臣の地見（検地）と、宗像氏からの要請に応じた家臣の差し出しによって作成されていた。遠賀庄の検見と上帳衆の存在からは、検地によって直轄料・寺社領・家臣知行地の台帳が作成され、台帳に基づいて知行宛行状とともに坪付状が出されていたとすることができる。

家臣の知行地は散在しており、家臣からの愁訴によって、大雨・洪水・山崩れといった自然災害が原因の河成と山成が「年不」とされている。更に地震による津波を意味するとも考えられる「四海浪」による名子の浦屋敷の水没も明らかになる。家臣は耕作ができなくなった「年不」の知行地を除いた定田数に応じて、「社武役」などの公役を勤めている。

このように坪付状からは自然災害による不安定な耕作状況と、郷村・坪に付属する名子の存在が明らかになる。名子は家臣間で譲り渡されることもあったが、宗像氏に掌握され公役を勤める存在であった。

註

(1) 永禄三年三月二十七日付竹井伊豆守宛宗像氏貞宛行状は加恩した五町六段六十步地に対し、「早致領知之、社武役等任先例勤之、弥可抽忠儀状如件」とある（『竹井文書』『宗像市史』史料編中世Ⅱ四一三）。以下、『宗像市史』は『市史』と略し、史料群名と史料番号を記載した。『宗像大社文書』は『大社文書』と略し、『大社文書』に収録されている史料は収録巻を記載した。

宗像氏貞宛行状には「坪付別紙在之」とあるが、坪付状はのこされていない。役について知行面積に応じた武役（軍役）が考えられるが、社役同様、不明な点が多い。天正五年七月六日に宗像氏家臣連署奉書で大森宗柏入道は闕所地遠賀庄山田郷四町を扶助されている（『新撰宗像記考証』『市史』五七七―一）。宗柏は近年当郡逗留とあるように元々、宗像氏の家臣ではなかった。連署奉

書には「社武役勿論御城屏等可被遂其節候、次昼夜之奉公并旅役之事、被閣候、但於御出陣者、以合之儀于时可被仰出之由、相心得能々可申旨候」と書かれている。「社武役」はもちろん、城塀等とある城の修理は其の節を遂げ、昼夜の奉公・旅役は免除されたのであろうか。但し、出陣の時には「似合之儀」とある奉公を命じるので心得ておくようにとある。

(2) 氏貞の名による発給文書の初見は弘治三年十一月六日付の占部尚持と吉田重致のそれぞれに宛てた感状になる(「新撰宗像記考証」『市史』三八一一・一二)。

(3) 『沖ノ島研究』第六号、二〇二〇年に掲載予定。

(4) 天文二十一年の坪付状に頼定は花押を据えておらず花押から同一人であるかどうかは確認できない。

(5) 卯月九日付宗像鍋寿丸宛陶晴賢書状写からは、吉田彈正忠重致に「御被官吉田一家相統事」が仰せ付けられていることがわかる(「新撰宗像記考証」『市史』三六〇一一)。「新撰宗像記考証」には「或曰天文廿三年也」とある。

(6) 「宗像大宮司天正十三年分限帳」については、『沖ノ島研究』第五号、二〇一九年で検討した。

(7) 『大社文書』で堀本一繁氏は、許斐城の奪回後も大友氏との戦闘が継続すること、氏貞が薦ヶ岳城に本拠地を移すのが永禄六年頃であることから、氏貞がこの頃大島から帰還したことを示すものと考えられるとする(「吉田公一氏奉納文書」三、註25)。氏貞の大島在島と所領回復については、拙著『中世筑前国宗像氏と宗像社』第二編第三章参照(岩田書院、二〇〇三年、初出一九九九年)。

(8) 天正十年十月十一日の曲村天正拾年御米銭注進状には、倉納高七十九石六斗四升六合内から必要経費として差し引かれる十二石三斗四升の中に、「五斗同升(公田升) 鳥廻堤ニ立用之」などの堤分がある(「嶺文書」『市史』六三五、『大社文書』三卷)。堤分について「右内堤料過分ニ雖在之、両度俄依洪水、御公田損失之間、各以見懸之立用之」とある。翌天正十一年十月二十八日の曲村天正十一年御米銭注進状には、「堤料過分ニ雖在之、公田余損失之間、各以見懸之相当半分、立用之」とある(「嶺文書」『市史』六六〇、『大社文書』三卷)。前年の天正九年十月二十一日の曲村天正九年御米銭注進状にはこの部分は書かれていない(「嶺文書」『市史』六一七、『大社文書』三卷)。天正九年の注進状作成以後、二度にわたる俄の洪水で公田が損失したので、各堤について「見懸」によって必要経費分を差し引いたとしている。実際に天正九年と比較すると堤の数・必要経費が増加している。これ以後の注進状でも倉納高が変化しているのは、不安定な耕作状況を示しているともいえる。詳しくは註(3) 拙稿参照。

(9) 河津氏と西郷については、『戦国時代の筑前国宗像氏』第三編第二章参照(花乱社、二〇一六年、初出二〇一三年)。

(10) 「吉田氏系伝」には、勘解由允の息子彈正忠について「天文元年九月十九日從宗像氏延、攻川津隆家、戰死于西郷」とある(『市史』二七二―八)。「吉田氏系伝」には彈正忠の弟に彈正忠兼致、彈正忠重致以下が書かれている。

(11) 註(9) 拙著第一編第一章參照(初出二〇〇九年)。

〔付記〕 久保田さんとの思い出はたくさんありますが、中でも、福岡で地方史研究協議会の大会があったおり、廣瀬良弘さんと久保田さんから拙著刊行のお祝いをいただいたこと、立教大学で博士論文の審査をしていただいたことは忘れることができません。